

参議院厚生委員会(第十九回) 會議録第二十号

昭和二十九年十一月二十九日(月曜日)
午後三時一分開会

委員の異動

本日委員横山フク君辞任につき、その補欠として中川幸平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛二君
理事 竹中 勝男君
常岡 一郎君

委員

中山 壽彦君
榊原 亨君
谷口弥三郎君
高野 一夫君
北村 一男君
中川 幸平君
高良 とみ君
河野 謙三君
藤原 道子君
湯山 勇君
山下 義信君
有馬 英二君

事務局側

常任委員 多田 仁巳君
会専門員

本日の会議に付した事件
○派遣議員の報告
○審査報告書に関する件
○社会保障制度に関する調査の件
(報告書に関する件)
○小委員長の報告
○医師法、歯科医師法及び薬事法の一

部を改正する法律の一部を改正する法律案(苦米地嶺三君外三十九名発議)

○委員長(上條愛二君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

先ず委員の異動を御報告をいたします。本日付を以て横山フク委員が辞任され、中川幸平議員が厚生委員に就任されましたから、御報告申し上げます。

○委員長(上條愛二君) 次に派遣議員の報告を議題といたします。本件は口頭報告を省略して速記録に載せることにいたします。存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(上條愛二君) 御異議ないと認めます。それでは速記録に載せて御覧を願うことにいたします。

○委員長(上條愛二君) 次に水道法案(閣法第八十号)、同じく水道法案(衆第三十五号)(予備審査)、右法案を一括議題といたします。

この法案はいずれも第十九回国会閉会に際して、議長の承認を受け、閉会中も審査を続けて来たのであります。が、完了いたしませんので、未だ報告書を議長宛て提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(上條愛二君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛二君) 次に社会保障制度に関する調査を議題といたします。この調査は第四国会以来継続して実施して参りまして、第十九国会閉会に際しまして議長承認を受け、閉会中も調査を続行して来たのであります。が、調査が広汎多岐に亘るため完了いたしませんので、未だ報告書を議長宛て提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(上條愛二君) 御異議ないと認めます。

○委員長(上條愛二君) 次に諮りいたしますが、只今までに御決定願いました審査事件及び調査事件の未了報告を議長宛て提出の場合の手続等については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(上條愛二君) 御異議ないと認めます。

それから委員長が議長に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、御異議ないかたは、各案件ごとに、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
常岡 一郎 竹中 勝男
榊原 亨 高野 一夫
谷口弥三郎 中山 壽彦
北村 一男 中川 幸平
高良 とみ 河野 謙三

湯山 勇 藤原 道子
山下 義信 有馬 英二

○委員長(上條愛二君) 御署名洩れはございませんか。御署名洩れはなしと認めます。

午後三時四分休憩

午後六時二十六分開会

○委員長(上條愛二君) 只今から厚生委員会を再開いたします。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず医薬分業実施に関する小委員長の報告をお願いいたします。

○山下義信君 医薬分業実施に関する小委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本小委員会は、去る十一月二十五日の厚生委員会において設置せられ、前国会より継続審査となつております医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審議を付託されたのであります。今日まで三回に亘りまして小委員会を開催し、種々熱心なる審議を進めて参りましたが、本法案に対する小委員会の意見を調整することと努めました結果、本小委員会は次のとき結論に到達することができたのであります。

即ち医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の「別に法律で定める日」を

「昭和三十一年四月一日」に修正することが適當であるということに、多数の意見がまとまつた次第であります。

なお修正の趣旨並びに附帯条件等に代わるべき意見につきましては、討論の際におきまして各委員から明確にすることといたした次第であります。

以上御報告申し上げます。

○委員長(上條愛二君) 只今の小委員長報告について、御質疑がございませんか。

○高野一夫君 ちよつと委員長、速記をとめて。

○委員長(上條愛二君) ちよつと速記をとめて。

「速記中止」
○委員長(上條愛二君) 速記を始めて下さい。

小委員長報告に対する質疑はこの程度にいたしました。法律案に対する質疑をお願いいたします。御質疑はございませんか。……質疑はないものと認めます。よつて質疑を打ち切り討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(上條愛二君) 御異議ないと認めます。

○高良とみ君 討論の一部といたしまして、只今小委員長から報告のごさいましたように、小委員会が善意と譲歩の結果合致されました話合いによつたとこの日のにちの差延べにつきまして、私は修正案を録風会の希望により

まして出したいと思ひます。で、その修正案を議させて頂きます。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
修正する法律案に対する修正案
一部を改正する法律の一部を修正する法律案の一部を次のように修正する。

「別に法律で定める日」を「昭和三十一年四月一日」に改める。
以上のように改めるのであります。
これについて委員長から皆さんにお諮りを願ひたいのであります。

この理由につきましては、第一、厚生当局におきましても又関係医業関係におきましても、諸般の準備が早急になされた関係上、何としても不十分であるところから、一応延期することに各会派とも意見が一致しておる様に承わります。ひるがえつて他面、衆議院の解散等あり得る今日の政情から考えまして、衆議院に審議の時間ならしめて解散となり、来年一月一日に自然発効された場合には、これが直接の影響を最も強く受ける患者とその家族等国民大衆側の混乱と迷惑を深く考へて、避けねばならないというのが、私ども緑風会の主たる動機であります。国民の輿論とその啓蒙に不十分であつたことは、関係者の反省すべきことと考えます。元来法律をもつて、自由職業として永年育成されて来た医業を、強制分業せしめてゐる国は世界にその例なく、非常な無理があり、自然発生的に社会慣習となり得る国民の経済的、文化的水準の向上が前途に存在すると考へる人々にとっては、現存する業界

及び厚生当局も含む対立は、一般国民からは迷惑に感ぜられております。即ち冷却期間を設けて、関係者一同冷静清新な客観的立場に帰り、より信頼度の高い資料に基く親切な立法の作成を要望して、修正案の動議を提出いたします。

○神原孝君 只今高良委員の御提案になりました修正案に賛成いたします。
○委員長(上條愛一君) 只今の高良委員提出の動議は成立いたしました。よつて高良委員提出の修正案を含めて修正意見がございましたら、討論中にお述べを願ひます。

○高野一夫君 私は従来医業分業実施問題につきましては、一分私として意見を述べたつもりでございまして、今日この段階においてくどくどと申し上げません。併しながら私が最後に申し上げておきたいことは、もとの第十国会におきまして、この現在の問題になつておきます昭和三十一年一月一日から施行されることになつております三法律が国会を通過したゆえんのもは、当時の自由党、改進黨、分裂前の社会党が各党とも賛成を以てきめられて、そして衆参両院におきまして全会一致を以て通過した法律でございまして、これがいろいろの理由をお持ちでございます。その理由も私も持て、今日になつて一年三月月延ばされ

るということになりますれば、国民は各党が曾つて賛成を以てきめて、その党は天下の公党でございまして、その下の公党、今日引續いてる公党が賛成を以てきめて、そして衆参両院が全会一致を以て通過したというよう

な余り類を見ないような法律、而もこの修正案が参議院を通過するという前におきまして、関係団体、医師会、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師協会の代表を証人として両院に喚問されまして、そして各団体の代表がこれに異存はございませんと証言をいたしております。その証言をいたして、それで以てこの参議院の厚生委員会において全会一致決定になつたと、私は記憶しております。きょうな各関係団体がつ承し、証言を以て承認をいたしました、その証言を求めた上で皆様がおきめになりました、そして

衆参両院全会一致で通過した法律案が、突進を見ずして無暗に延長されるということになりましますならば、国民は何を以て法律に対する信頼感を抱くことができるのであつたらうか。

又延期のいろいろの理由として従来論議されました、今日までの準備が不完全であるということについて、盛んに各各委員からも政府に対するいろいろ非難攻撃がございましたけれども、私の見るところでは、政府としてその所管省である厚生省は、法案通過直後からこの問題について、誠心誠意を以て準備を進めるに着手したのであります。然るにもかかわらず、関係団体の協力を拒否されて、得られなかつた。そこで今日止むなく出た資料が多少不完全であるというものは、これは私は政府に対して止むを得ないことではなからうかと、政府に対する同情を待ちます。そこで関係団体の協力を得て、政府が中心になつて諸般の準備を進めるべきであるにかかわらず、その有力な関係団体が協力を拒否した。而

もなおかつ今日出された新体系

の資料が不完全であるというような議論がされるということについては、私は誠に意外に堪へないのでございませう。

而も一方、国会外におきましては、医業分業の闘争が、賛成論反対論で、非常に猛烈なる政治攻勢が展開されておりますが、特に私はここで申し上げますが、医業分業反対論者側が一般民衆に対して行なつておる宣伝というものが、現在ある、三十年から実施せらるべきはずの法律につきましては、法律にあることをないかのごとく無視した宣伝をいたしました。而も又国会議員といへども、この問題について十分御理解を持たないかたが、やはりそういうようなものであるとお考えになつて、そしてそれでどうも医業分業の実施というところに賛成をしかねるといふ空氣ができて来たといふことは、世間はともかく、国会内部においてそういう空氣が強くなつたことについて私は遺憾の意を表したいと思ひます。

この現在行われております政治攻勢による分業反対は、これは国会に如何なる影響を与えたか私は存じません。併しながらかかる分業反対の議論を見ますと、殆んど学問的、法律的、薬学抹殺、法律的には薬剤師抹殺でございまして、従つて私から言わせま

するならば、かように医業分業が不可得であるとするならば、これは日本において薬学を教える必要は毛頭ない。現在二十六ありますところの国立、公立、財団立の薬科大学はことごとく閉鎖して、然るべきものであると私は考へます。この薬学の抹殺、薬剤師の抹殺、薬科大学の不要等が唱へられて、然る

後に医業分業実施が非であるというならば、これは又一理があるかと考へます。そこで薬学は教へ、薬科大学は経営し、多大の経費を投じて数年の間学徒に勉強させ、年々医者と交らないお且つ今日薬剤師を一雑貨商に追い込んであるという現在、これは皆さんはよく国民大衆のためにおつしやられるけれども、国民大衆のためならばなお更、本当に阿方の学問が相協力し合つて一人の患者をなおすという体制に一日も早く立歸るべきではなからうかと、私は考へるのでございませう。この点についての御論議が私はどうして

も納得することができません。
なお又第十九国会におきまして審議会設置法案が全会一致通過したゆえんのもの、この審議会において除外例その他の実施に関する省令の案を作るべく意見を聞くために作られたはずでございませう。そのことを皆さまが御承知の上で、審議会設置法案をつい数カ月しか経たない前の第十九国会において御審議願ひを通過させたのでございませう。この通過したということ

は、この審議会において我々は十分に実施に関する具体的問題、除外例についての審議をされた、こういうような氣持から、そういう氣持があつたならばこそ審議会設置法案を通過したものだとは私は理解しております。併しながら審議会が今日まで結論が出ないということは遺憾でございませうけれども、厚生省がしばしばこの委員会において言明されておることによれば、近く結論も出るという事態に相成つてゐるのでございまして、この審議会で各界の

二

を唱え、かくのごとく極めて態度がいまいである。同時に、関係局長の間におきまして意見の食違ひのありましたことは言うまでもございません。

又その当の実施に当りまして、厚生大臣の無誠意、無熱意というものは、目に余るものがある。今日におきまし

目に余るものがある。今日におきましても、この重要な国民監視の中に立つておりまして、本臨時国会におきまする最重要法案とされておりますこの法案の審議、採決にも姿を現わさないというがごとき態度は、私どもの甚だ遺憾とするところであります。

又新医療費体系が、国会の要求によりまして、九月末日に報告せられまし

て、これは言うまでもなく抽象的な一つの構想であります。これを具体的にいたしまするのは、新たな点數表の改正である。然るに新医療費体系が公布せられまして、その裏付けとなるところの具体的な新点數表なるものが、十一月の十九日に国会に報告せられ、その間実に四十九日、五十日間というものの隔たりがあるのであります。

す。これは新医療費体系の作業と同時に、新点数表の作業は関係局においてなされて、同時にこれが報告せられてこそ、私どもは実施当局の当然の義務であると考えるのでありますが、何故にその間に五十日の隔たりを設けたかということは、すでに厚生省内部にお

きまして本案の実施について熱意のないものがあることが、極めて顕著であります。こういうような重要な関係事項が、余すところ僅かな日数のうちに政府が提出いたしましたして、而もその間には頗る議論のありまするものを、これをこのまま遮二無二実施いたしますということが、果して分業養成の立

場に立ちまして妥当であるか、それで将来のためによろしいかどうかということになりますと、我々といはしましてはできるだけこれを是正いたしました、国民の利益に相成り、無理の行かない方法、妥当な方法を以ちまして実施すべきであるという観点に立つて、我が党は最小限度の延期の止むなきことを表明いたして参つたのでございませう。

私もが分業賛成の立場にありますことは終始一貫いたしておりました、その態度に何ら変更はないのでございませうが、今回ここにこの延期法案を審議するにつきては、言うまでもなく、原案は無期延期でございませう。そして明らかに我々が推測し得ますことは、その無期延期であります本案に關連いたしまして、国会の内部におきます各党各派間のいろいろなる動きを見ますれば、相当長期の延期論、或いは三カ年或いは五カ年、或いは無期延期に代るべきところの字句を充てまして、この分業実施を永久にこれを却ろうといはします動きがあることは、これは私は明らかである。事実であろうかと思ふのであります。従いまして、これを若しこのままに我が放任しておるといはしますならば、恐らく長期の、殆んど分業が将来永久に浮ぶ瀬のない状態に陥るであらうといふことは、想像に余りあるものでございませう。然らばこれを如何にすべきかといふことになりませう、できただけ、この延長を短期にいたすことに努力いたしまして、一旦国論が決定いたしました我が国の医療制度の改善、分業への前進というものに對しまして、大打破のない方法に出ずるのほかに

はないと考えるのでございませう。今回それらの長期延期論が種々ございまして、たゞ、厚生委員会において小委員会が設置せられ、関係者各位の誠意あふる協同的態度によりまして、いわゆる一年三カ月という程度に落ちつきましたことは、私もといはしましては、実に遺憾千万に存するのであります。周回的情勢止むを得ないものであると考えた次第でございませう。若しこの修正案に反對いたしますならば、長期の延長論が実現を見るという情勢であつたことを、重ねて付言せざるを得ないのであります。

殊にこの修正の性格でございませう。この修正が若し医療分業を中止する、或いはその考えを断絶するといふ性格を持つておりますならば、我が党といはしましてはこれは断乎といはしまして反對せざるを得ないのでございませう。その延期の理由は依然として医療分業を進めるといふ立場に立ちまして、国会の一旦決定いたしましたその方向を変更するに非ずして、その実施の前進のために必要な諸準備を再検討し、更にこれを補充いたしまして、

そうして完全な形にして実施しようといふ建前のものでございませうから、私はその性格からいたしましてやはり分業実施といふ、それを前進するといふ建前の性格のものであるという観点に立ちまして、これに同調をいたした次第でございませう。

併しながらこの間におきまして、ただ徒らにこれが、今日の状態を一年先に持越すというだけでなくいたしまして、従来の三カ年半の時間が空費されたと同じ状態が繰返されるのであつてはならぬのでありまして、又そうでな

いことを確信いたしたのでございませう。三カ年以前と今日とは、たとえ明日これが実施を見ることのできないといはしましても、私は同じ状態ではないと思ふのであります。一年三カ月の延期は関係者にとりまして一大打撃であり、分業論者といはしましては痛恨、久しいものがあるとは存じますが、併し前年を回顧いたしますならば、その間に非常な変化があり、私は相当長足の進歩があつたと思ふのでございませう。今後の一年三カ月の後に、再びこれが意味のないあいまいなる延期がされるかどうかといふことは、今日から考えましても、そういうことが国の最高機関におきまして、見識に類するがごとき無意味な延長が数回繰返されるはずがないのでございまして、私もはその意味におきまして、今回の延長は相当の前進をいたすものであると考えるのでございませう。

殊に我々といはしましては、医療関係者が反目抗争の状態、無理やりに分業に突入をいたしますよりは、この間に両者が緊密に握手をいたしまして、両者並びに国民の利害を代表しますものが、真に我が国医療制度のために胸襟を開きまして提携いたしまして、新たな角度から我が国の分業を円滑且つ適正に実施いたしますために、この間におきましてはなすべきことが多々あらうかと思ふのでございませう。例えば新医療費体系の再検討、各種省令事項に關します、或いはその中におきましてはすでに医療関係者が一致を見られた点もあるといふことと

ございませうが、その他の点におきましても、或いは審議会の構成並びにその運営方法等におきましても、その他保

險医制度の確立等につきましても、この間になすべきことが多々あらうかと存するのであります。従いましてこの一年三カ月の延長期間には、分業は一年延びましたけれども、更に長い目で見ますれば、分業の目的を達成するため、貴重な時間に活用すべき私は第二の機会であると考えまして、一応は禍を転じて福といたしまして、この分業が真に我が国医療制度の改革に実を挙げ、国民の幸福を増進するために、医療関係者が新しい観点に立ち、新しい態勢を以て出発をいたします絶好の機会であると確信いたし、且つ政府當局にもその点を強く要望し、我々国会関係者といはしましても、この間にできるだけの手段を尽しまして所期の目的を達成すべきであると存じまして、誠に分業賛成の立場にありませう。我が党といはしましては万々を得ない措置であると存じ、遺憾に存する次第であります。以上のような所見を以ちまして、我が国情に適應いたしまして、無理の行かない、この分業が極めてスムーズに実施せられますためには、なお若干延期の必要あることを認めまして、本修正案に賛成いたした次第でございませう。

○河野謙三君 録風会を代表いたしまして、極く簡単に、以上申し上げますような理由で、本修正案に賛成いたします。

およそ国民の生活に重大なる影響のある問題が国民の前に提示されました場合には、必ず輿論の反響というものはあるわけにございませう。然るにこの医療分業につきましては、お医者さんの団体なり薬屋さんの団体、双方から

長きに亘つて賛成、反対の聲が、強く国民の前に呼びかけられた。然るに、それにもかかわらず、少しもこれに對して輿論の応えがないといふこと、このこと自体が、私は国民のためにする法案につきましては、もう少し国民の声を私は聞かなければならぬ、輿論の煽動をつかんで議會として決を採らなければならぬ、私はかように思ひます。そういう意味合いにおきまして、本法案の直ちに一月一日からの実施につきましては私は反対するものであります。従つてこれを暫時延期する、即ち具体的に申すならば、三十一年の四月一日まで延期するといふことにつきましては、以上のような国民の聲がまだ出て来ない、かような関係から、もう少し検討を要するのじやないか、かように思ひます。

なお私は第二点といはしまして、現在一月一日から実施せんとしたる法案といふものは、俗に世間で骨抜き法案と言つております。これは常識であります。議會の中にもそういう声がある。立法院におきまして骨のな

の責任じやないかと思ひます。然るに骨を抜いた法案、骨抜きされたと言ひながら、これをいたすに審議の対象にして、而も一月一日から実施するといふことにおきましては、立法院の責任においても、私はこれは反対であります。さような意味合いからもこの修正案によりまして一時延期するといふことは私は妥当である、かように思ひます。

なお先ほど高野委員から、曾つて各党各派が協議で決定し、全会一致を以て衆参両院を通過したじやないか、こ

ういうことを言われますが私はこれは全く反対であります。御承知のように、占領治下において決定いたしました法案は、すべて再検討を要するとい

うのが、国民の声を聞き、議会の声であり、各党各派を通じてこれは共通の問題であります。その一つに該当する

のがこの法案だと思ひます。手も足も縛られた占領治下におきまして、各党各派がどういふことをしなさいよ

うとも、国会がどういふことをしなさいよとも、ここにおいての各位の中にも占領治下においての議会生活をなさ

れたかたがあると思ひますが、一字一句の修正といへども、議会の修正は認められなかつた。私は当時の議決とか

議会の決定といふものは、如何に国民の声に相反するかとすることは、皆さ

ん御承知の通りであります。従つて過去において議決で決定した、両院で全

会一致を以て決定した、これを覆すこととは不見識である、非占領下においての問題ならば別であります。占領治

下におきましてのそういう事態を捉えて、ここに反対の理由とすることは、私は全く腑に落ちないものでありま

す。いづれにいたしましても、私は今後におきましても国民のために行う法案

といふものは、国民の声を聞くものである。どうもかく従来の行政府のやり方

は、親切の押し売りが多い。悪女の深情といふのが多い。もう少し、真に

立法する以上は、この法案に限らず、国民の声に従つて我々は行動するとい

うことが、私は絶対に前提でなければならぬと思ひます。

さうな意味合から、この修正案には心から賛成するものであります。

○湯山勇君 私は止むを得ず、この修正案に賛成をいたします。

なお山下委員からいろいろ御意見が述べられまして、その点に關しましては全部同感でございます。こういう事

態を招来したことにつきましては、その見方、考え方はいろいろあるにいた

しまして、結局政府の責任であるといふことは否めない事実であると思ひ

ます。特にこの重要な重要法案が実施されるという段階においては、国民全

体に期待と希望を持たなくてはならない。同時に、又関係者である医業兩

方面の方々にも、同様に期待と希望を持たせなければならぬ。そういう努力

は当然政府においてなされなければならぬことであつたにもかかわら

ず、今日なお且つこの点が極めてなおざりにされているということにつきま

しては、他の如何なる理由をおきまして、政府の怠慢を責めざるを得ない次第であります。

次に、私は若干の要望を述べたいと思ひます。それは本来ならば付帯決議

にして頂きたいのでございまして、たゞでも、それも困難な情勢にありま

す。それは今日問題になつております。新医療体系、特に適正診療報酬の

決定、これにつきましましては、今なおいろいろ問題が残されております。こ

れは速かに医業関係者の協力を得て、私の希望としては、而も強い希望で

ございまして、六ヶ月以内くらいにま

め上げて頂きたい。私の用意しておつた言葉を山下委員はおつしやいました

が、まさにこの機会は禍を転じて福となす機会であると思ひます。この際政

府当局も心機一転されまして、今まで

の行きがかりを捨てて協力を得られるような態勢を、是非とつて頂きたいと

思ひます。同時に又関係者の方々にも、同じような意味において、国民的な

観点からこの新医療体系、或いは新らしい適正診療報酬の決定に、御協力を願

ひたいと思ひます。

次に、これと関連を以て、薬事法における医師に対する刑事罰の項目につ

いては、速かに適当な機会に削除して頂きたい。これは或いは政府に対する要望にはならないかも知れませんが、要

望にはならないかも知れませんが、要

望にはならないかも知れませんが、要

望にはならないかも知れませんが、要

望にはならないかも知れませんが、要

望にはならないかも知れませんが、要

望にはならないかも知れませんが、要

望にはならないかも知れませんが、要

望にはならないかも知れませんが、要

においてそういう希望がこの短い期間にかなえられるとは、私は考えません。併しながらこれでも少しでも前進するということであれば、私はまあ賛成せざるを得ない、そういうようなつもりで私は賛成しておるのであります。実際にいってはいくつと、徹底的な調査をし、どの方面からも、例えば薬剤師側からも、医師側からも、又一般国民からも、全く納得の行くような調査の結果を各方面から出して頂いて、そうしてそれに基づいて我々が完全なる分業というものをどの方面からも承認できるような分業というものが打ち出されるというように、私は進展しなければならぬと考えておるのであります。

一体、先ほど河野委員からも言われましたが、只今分業が定められておるところのものは、これはいわゆる占領治下においてアメリカから押しつけられた法律である。決して我が国の実情に副うておるところの分業ではない。従いましてこれを強制分業という名で以て言われておるのであります。医療というものは、やはりその国その国においていろいろの習慣等がありまして、決してアメリカ、或いはイギリス、或いはその他の国のような制度が、直ちに我が国に輸入されても、それは我が国の実情と副わない以上、決して完全に行われるとは私どもは考えません。我が国の今までの医療というものは、これは欠点もあるうと思ひますけれども、決して法律で以てこれを強要して、そうして分業を強いるということとは、私は賛成をしない。従いまして根本的には私は分業というものは自然発生的に行われるべき

ものである、その点においては私は賛成をするのであります。法律で強要をして、而も罰則を付けておるような法律というものは、そうしてそれによつて分業を強いるということには、私は賛成しないのであります。大変長くなるので、この辺で私の賛成の理由を打ち切ろうと存じますが、どうかこの短い一年三カ月の猶予の間、或いは延期の間に、厚生省が、或いは関係の団体が、熱心に分業ができて、そして各方面に満足を与え、又国民の医療の向上がなし遂げられるような成績を挙げること希望いたします。私は賛成をいたします。

○中山善彦君 私は今高良委員から御提案になりました修正案に、もうすでに高野君は御退席になつておりますが、自由党を代表いたしまして賛成いたします。御承知の通り、第十国会に、いわゆる占領軍の占領政策の一環として、医療強制分業案が提案されたのであります。世界いづれの国におきましても、法律を以て医療分業を強制している国は、いすれにもありません。私どもは当時この分業案には絶対反対の意思を表示をいたしておつたものであります。が、占領政策に従わんということ、先刻河野委員もお話になりました通り、好むと好まざるを問はず、敗戦国の立場において服従しなければならぬ関係にありましたので、止むを得ずこれに賛成をいたしましたのであります。

いたしたのであります。併しながらこれを議決いたします際、この参議院の厚生委員会におきましては、付帯決議が全会一致を以て付いているのであります。その付帯決議の内容が九月中に国会に提出すべしということになつておりますが、政府といたしましては、この医療分業に不可分と申されておられます新医療費体系のみが提案をされておられるのであります。この不可分の新医療費体系の内容がどうなるかは、たゞこの厚生委員会におきましても、委員各位から御質疑がありましたが、私も納得をいたしていません。而してその他の、付帯決議の内容にありまして、いろいろの資料は、幾たびか政府に要求いたしましたけれども、政府は提案をしないのであります。誠に遺憾に思つております。

從つて来年一月一日から、かような受入態勢の不完備なうちにこれを実施いたしますという事は、私どもは首肯できません。今回一年三カ月の延期の修正案が出ましたが、私はこの期間に余りに短期間ではないかと存じます。けれども、今日の情勢から一応この修正案に同意をいたしまして、成るべく速かに、この法案を施行いたしまするならば、新たに適正な新医療費体系或いは又諸般の準備をしなければならぬ、こういうふうな感じにしております。一応この修正案に簡単に、賛成をいたしました理由だけを申し上げておきます。

○委員長(上條愛一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決いたします。高良委員提出の修正案を議題といたします。本修正案に御賛成のかたは、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(上條愛一君) 全会一致でございます。よつて高良委員提出の修正案は可決されました。

次に只今採決されました高良委員提出の修正に係る部分を除いて、本法案全部の問題に供します。修正の部分を除いた本案に賛成のかたは、御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(上條愛一君) 全会一致でございます。

それから委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

常岡 一郎	竹中 勝男
神原 幸	谷口弥三郎
中山 善彦	北村 一男
中川 幸平	高良 とみ
河野 謙三	湯山 勇
山下 義信	有馬 英二

○委員長(上條愛一君) 署名洩れはございませんか。署名洩れはないと認めます。

なお本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたしと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないものと認めます。それでは、これにて散会いたします。

午後七時二十七分散会

〔参照〕

派遣議員報告書

有馬 英二

去る七月八日より同十一日まで、院議に基づきまして、大阪府及び奈良県における厚生行政調査のため有馬、湯山の両委員が議員派遣を命ぜられましたが、その調査の概要を御報告申し上げます。

七月九日に大阪府、十日に奈良県を訪問致しましたが、いづれも午前中は調査事項について説明を聴取し、午後は視察という日程でありました。

先づ大阪府における民生部関係と致しましては、昭和二十九年三月末現在における生活保護法による扶助を受けた世帯数は三一、四八三世帯、扶助を受けた実人員七二、八一九人となっておりますが、これも医療扶助が漸増の傾向を示しております。

児童福祉法の実施は、終戦当時の急激な浮浪児收容保護の措置から逐次進展を見るに至つておりますが、里親及び保護受託者の開拓が困難とされております。

青少年対策については、大阪府青少年対策審議会の答申に基づいて、指導者を養成確保することが昭和二十八年から予算的にも実施され、現在、二千八百五十余名の都町村少年指導員が各地区で活躍中でありますが、矢張りヒロポン問題が悩みの種となつております。

遺家族援護については、現在約七万五千世帯ありますが、生活困難な遺族に對しては、純府費による遺族厚生資金の貸付を昭和二十七年年度実施し、現在まで二千五百名に對し一億四千五百万円の貸付を実施しております。

未亡人対策と致しましては、本府は全国にさきかけて昭和二十六年に府下未亡人の実態調査を実施し、これが対策の基本資料の整備を行うと共に地区未亡人会の統合を促進して、大阪府未亡人協議会を設立せしめ、これに毎年二百万円の助成金を交付し、未亡人福祉事業を実施せしめております。なお、生業資金の貸付、未亡人母子家庭の指導相談については万全を期しておりますが、近く実態調査の再調査を実施して、対策資料を整備することになつております。

問題となつておりました結核患者の入退院基準と保険医監査問題につきましては、当時、入退院については政府基準により実施することを所長會議で準備したとのことですが、福祉事務所で医学的判定に困難な事務上の問題があるとされておりました。なお、保険医監査問題については、後に述べることに致します。

次に衛生部関係であります。昭和二十四年から五カ年に結核死亡率を半減せしめることを目標として予防対策を推進して来たのでありますが、昭和二十八年の死亡率は人口一〇万對八

三、三では目標を達したとのことであります。これは患者の早期発見と早期治療の徹底及び未感染者に対する予防接種による免疫の付与等によるところが大であるとしております。本年は約三五〇万名に對して集団検診の徹

底実施を期し、やがては大阪府をして結核対策模範地区としたいとのことであります。地方財政問題としては八割の公費負担を要望しております。こゝでも固定患者のベット占有に平口しておる様ですが、一万床到達に努力しております。府立羽曳野病院は八五〇床を完成して、東洋一の設備を有するものとされております。その他、らい患者の新規発見に努めた結果、昭和二十八年中に約七十名を発見しましたが、入所勧奨がはかばかしくないので、人工流産がはかばかしくなりましたが、反面に妊娠率が高くなつて、人工流産が高くなつております。トラホームは、本府は昭和二十二年に全国に率先してその予防に着手したのであります。抗生剤による集団治療方式によつて画期的な効果をあげております。本年度においては、同和地区を中心として約十三万人の検診が予定されております。伝染病は、赤痢、しゅう紅熱が多少増加の傾向を示しております。赤痢については、越冬病源の一端を計ることに努力しておりますが、環境衛生でやらなければこれ以上止むを得ないものとされております。なお、本府における医薬品製造業者は三四〇工場、国産の五五・六〇％が、生産

され、昭和二十八年の生産額は毎月約十八億円、年間二百億圓に達する状況であります。

斯くて、午後より大阪整肢学院、武田薬品工業株式会社十三工場、大阪市中央市場を視察しましたが、中央市場は原爆被害魚類の水揚量、廃棄量においても指定五港の東京、三崎焼津にも匹敵するもので、大阪を指定港とするよう強い要望もありました。

次に保険医監査問題についての調査であります。本件につきましても、当日午前中の府当局の説明によつて経過を聴取したのであります。午後、視察終了後、大阪府医師会館において、医師会役員並びに被処分保険医について事情を聴取したのであります。

保険医の監査は、昭和二十八年十一月及び十二月の二回にわたつて、厚生省、大阪府と共同で行つたものであつて、その実施要綱は中央社会保険医療協議会で決定された所謂新監査要綱に基いて実施されたものであります。十一月の監査は十五名について実施することになつておりましたが、府医師会との連絡が不充分であつたため、保険者の指定するもの以外の十四名の保険医については、事実上、実施不能に陥つたのであります。十二月の監査におきましては、十一月被監査保険医の十四名のうちから五名を対象としたものであります。この結果、取消処分されたものは三名であります。この保険医については、その診療報酬請求の上にながを疑うに足りる理由があるものとされたのであります。当局的再三にわたる監査の呼出し並びに書類の提出に応じなかつたので、側面の調査により判明した診療報酬の不正又は不当請求の事実を以つて、府社会保険医療協議会に処分方を諮問したのであります。

協議会の答申は、それら、保険医の指定を取消すべきことであつたので、答申通り三保険医の指定取消が行われたのであります。本件をめぐることは、新聞で既に御承知の如く、保険医に對する当局の告発、保険医より指定取消無効確認の訴、行政処分執行停止

の訴が提起され、この間、デモ隊、座り込み等の不祥事によつて争われたのであります。結局、このうちの二保険医は監査を受けるとしたので、期限付取消でもありましたので、近く解決の見込みでありました。本事件の原因は、新監査要綱なるもの、字句の解釈、殊に監査方針の不徹底、誤解があり、医師会との連絡も不充分であり、感情的には側面調査によつて行われたというようなことも、その理由として挙げられるものと考えられます。

続いて奈良県の概況について申し上げます。奈良県におきましては、県下の実情にかんがみまして、冠婚葬祭の簡素化、大和時間の追放を初め、各方面にわたる県民生活の改善を行うべく、県全体を挙げて新生活運動の実践に努力しております。また、県の特長事情よりトラホームの撲滅に全力が注がれておるといふ状態でありました。

先づ民生部関係と致しましては、生活保護法による医療扶助の問題が共通の悩みとなつております。結核患者の入退院基準につきましては、従来、県としても新基準の程度を実施しておりましたので、新たな問題はないとのことでありました。

児童福祉法の実施状況におきましては、措置児童の教育、自立の職業輔導、精神児の自立問題等に努力されておりますが、矢張り国がブロック制でやらなければ解決されない問題が残されることでもありました。ヒロポン問題を初めとして、青少年の保護育成には特に努力を注ぎ、県及び市町村に青少年問題協議会を設置して活動しておりますが、昭和二十七年より県独

自で県下に十ヶ所——主として同和地区を青少年モデル実験地区を指定し、年間五十万円の補助金を交付して、不良化防止、健全育成の成果を収めつつありますが、これを基本資料として近く全県下に抜本的な対策を講ずることになつております。

また、戦死者の遺族の生活指導援護につきましても、昭和二十九年四月から奈良県遺族厚生会に委託して、遺家族等の相談、生活の指導及び援護、生活実態の調査等を実施することによつて所期の目的達成に努力することになりました。

なお、本県の解決しなければならぬ問題として、同和対策があります。昭和二十五年十二月に全国にさきかけて同和問題研究所を特設し、同和問題解決のための調査、研究をなし、更に対策推進に努力しておりますが、地区整理が効果ある結論とされ、部落産業のために授産所法案の如きものが要望されております。同和問題は根本的には国家社会の責任であり、その解決策は国家社会においてなされるべきものであるとされております。

次に衛生部関係であります。結核予防対策としては、県勢振興四ヶ年計画の一環として昭和二十六年度より死亡率半減を目標として努力しておりますが、患者二万人推定に對して千八百床であります。患者は天理教中心町村に多いと言われております。また、患者の公費負担分の医療給付については、順調の線を追つていゝることでもあります。

らい患者については、未収容が十名であります。これは療養所から逃げ帰つた者であります。入所患者に對し

ては家族援護は勿論、年一回主管部課長を療養所へ派遣して慰問に努めていることである。性病、赤痢、チフス等の伝染病発生については、逐次減少の一途を辿つておられる状態、格別に申上げる点もございません。本県では、癌による死亡が過去十数年来全国第一位を占めておりますので、癌患者の早期発見及び治療に努め、或は癌検診自動車による巡回検診、死亡高率町村における癌家系並に生活調査等、過去三ヶ年にわたつて熱心に施策を講じたにも拘らず、依然としてその死亡者は減少せず、むしろ増加の傾向を示す現況に立至つたので、昭和二十八年年度当初より新に癌予防研究会を設置して予防対策の再検討をする共に、かねがね懸案であつた癌及び癌を疑ふ患者の届出制を十一月から実施することとなりました。八ヶ月間に約四五〇名の届出を受けておりましたが、これを市町村別に登録してその実態を把握し、強力なる対策を実施しようとするものがあります。

トラホームも本県は多く、患者五万人と推定されております。昭和二十六年以降、抗生物質による一ヶ月間の長期継続治療、週一回の現地手術を強力に実施して治療率八二、六〇という成果を取つたので、明年度中には県下罹患高率地区を一巡することが出来て、集団治療により壮年層以下の撲滅を期しております。また、寄生虫病の蔓延も本県は高率でありますので、昭和二十八年年度より改良便所設置奨励助成金を交付し、全村設置を目指して普及に努力しておられる状態であります。なほ、本県は「大和の置き葉」といわれる所謂配置家庭薬の富山に次ぐ生産

県であります。昭和二十七年年度の生産額は六億九千八百余万円、これに従事する配置員の総数は三千六百六十名で、全国各府県にわたる延人員は七千三百九十四名となつております。家庭薬の品質改善、薬用資源等の研究に県立薬事指導所を初め、県令により奈良県家庭薬振興推進審議会が昨年設置されております。

なお、社会保険については、格別御報告申上げる点はありませんが、国民健康保険の普及率は約三〇%弱で、生活改善運動の一環としても、徹底的に普及させる方針であることとあります。また、給付費の二割国庫負担を法定化するものが強く要望されておりました。

午後より安堵村国民健康保険直営診療所、児童収容所のチルドレンハウスの、県立医科大学附属病院、同種原精神病院、榎原結核療養所を視察して日程を終了した次第であります。

以上御報告申上ります。

常岡 一郎

先般院議に基きまして、七月七日より四日間、互り山形及び栃木両県の厚生行政実態調査について、横山委員と共に実地調査を致して参りましたが、詳細なる事項及び統計数字につきましては資料に譲りまして、その概略だけをここに御報告致します。

先づ山形県から申上ります。

本県の生活保護法の実施状況について見ますと、最近の傾向は医療扶助を除いては漸次減少している様であります。保護率は毎年下つて来てはおりますが、二十八年年度の平均保護率は全国平均

均に比べてやや高く二五・六となつております。

最近問題となりました医療扶助について申上りますと、毎年を経過増加しており、人員の増に比べて扶助額は激増しております。

これを統計的に見ますと二十六年年度に要した医療扶助費の指数を一〇〇と致しますと、二十八年年度には二四・一となり、二年程で二・四倍になつております。

二十八年年度に医療扶助を受けた人員は総保護人員の一七%でありましたが、その扶助額は総保護費の五〇%に達しております。

この医療扶助費の大半は結核性疾患で、二十八年年度の数字を見ますと、件数は結核性疾患が三二%で、中入院保護が六六%であり、扶助費については六〇%を占め、その中九一%が入院結核患者に要しております。

この扶助費の増について県側では二十六年末の一点半額の引上げ、二十八年の入院料の値上げ及び抗生物質の使用緩和等によるもの、その他には結核患者の発見が高度化されたこと、死亡率の激減による入院患者の固定化等が原因ではないかと見ております。

次に保育所の運営状況について申上りますと、本県は三十九施設、定員は三、五七〇名で他県に比してその数は少く、又幼稚園も少ないため幼稚園に入園すべき児童も相当数保育所に入所していた様であります。更に数年前、幼稚園より保育所に転換したものが十ヶ所程度あり、これらの施設は入所児童の決定も幼稚園と同じ様な考え方で行つたところもあり、保育時間等の内容についても幼稚園と何等変りなく、真

の保育所としての性格を持たないところが相当にあつたので昨年より保育所の性格について指導を行い、本年四月に至り、施設によつては一応全員措置解除を行い改めて社会福祉主事、児童福祉司、児童委員等の手によつて徹底した調査を実施し、保育所入所順位を定めて競争の上入所せしめるという処置をとつたところもあつた様で、その他もこれに準じて年度末入退の時期に調整を図り比較的貧困な家庭の児童を重点的に入所措置をとつたため労働者、貧民等の家庭の児童が圧倒的に多くなつております。費用徴収については貧困家庭優先の措置を採つた結果その徴収率も三〇%内外で、七〇%が全額免除による措置児童となつてゐる実情であります。

次に母子福祉対策の実施状況について見ますと、

母子世帯数は二十七年に行つた二十分の一抽出調査によると、その推定数は八、六四〇世帯で構成人員は約三万人と見ております。

これらの母子世帯に対する各種資金の貸付を行う母子福祉資金の貸付等に関する法律の実施状況は、十三名の母子相談員の協力を得て、二十八年年度には七二一件一、六二七万円を貸付けております。

県では借受者の事業運営状況を把握し、今後の貸付事務の参考のため、又母子世帯に対する指導のため、各家庭を訪問し調査指導を行つてゐる様であります。

本年三月において、償還期日が来ているものは一〇〇%償還されております。尚二十九年度には一、七〇〇万円の

予算をもつて計画中であります。民間における母子福祉事業の推進のため、又個々の未亡人が扶け合つてその福祉の増進のため市町村ごとに未亡人会を組織しておりますが、その組織を育成指導するために、県未亡人連合会の事務局を県の社会課におき県側と協力してこの推進を計つております。今日までに一三〇団体組織されておりますが、本県では二十五年以降毎年母子家庭に対する内職事業の委託として連合会に対し二〇万円の事業費を交付しており、市町村未亡人会の事業に成果を収めております。

未婚遺者及び留守家族の状況を申し上げますと本県では開拓団の送り出しが多かつた関係もあり、その未婚遺者の数も比較的多く、軍人軍属一、三三七名、一般邦人一、九四四名計二、五三二名に上つておりますが、大部分は今なお生死を確認するに至らず、戦後の消息が全く不明なものも少なくない実情であり、県では留守家族に対して消息資料と調査の現況を通報しておりますが、留守家族の中では既に死亡とあきらめ速かに死亡処理を希望するものが現在まで六六名に達していることとあります。

本年には農閑期を利用して、概ね市町村毎に留守家族と関係者との懇談会を開いて、消息調査の諸問題について意見の交換をするよう計画中のこととあります。未婚遺者留守家族等援護法による留守宅給付を受けているものは八一五世帯で、月平均額は二千元となつております。昨年行われまして中共地区ソ連地区よりの引揚者は六七八名でありましたが、県内に定着したものは三〇九世帯四八六名となつております。中共地域よりの引

揚者に対する更生資金の貸付は申込者に対して九五%、又就職率も九九%の好成绩を上げ、ソ連地区引揚者についても目下努力中とのことであります。

次に結核予防対策について申上しますと、登録結核患者数は約二万人で、昨年に比べて六、〇〇〇人の増となつております。死亡率は逐年低下を示し二十八年には、全国平均より低く五一、四となり本県全死亡原因の第八位に下つております。結核死亡年令層について見ますと、年を追つてその年令層が高くなつて来ており、昭和十一年頃には二十才から二十九才が最盛を示しておりましたが、二十七年にはそれが三〇才から三十四才が最高となつて来ております。

なお、全死亡者数のうち結核死亡の割合をみると、二十七年において三〇才—三十四才の層が、その全死亡の約四割を占めております。

本年度は特に患者家族の健康診断に重点を置いて実施し、家族感染の防止の徹底を期する方針で進む計画を樹てておりました。水道事業について見ますと、県民の経済力が低位にあるため充分の好成績を得ることが出来ず、給水普及率は僅かに一六%に過ぎず、その他も大部分は不完全な井戸や流水に依存している状態にあり、これがため年々多数の水系伝染病患者が発生してゐる状態にあり、飲料水試験の成績を見ても二八八件を調査した処六〇%が飲料不適とされてゐる状態であり、考慮せねばならぬ問題であると思ひます。

水道事業対策として二十九年度には五億円の予算を準備してありますが六才から十四才位までが多く里親の職

業は農家がその半数以上を占めております。又各里親同志で相互の連絡、本制度の向上発展を期するため各都市毎に里親会を結成し、制度の改善に努めてゐる様であります。保育所は公私併せて三二ヶ所で定員二、五三二名に對して現在二、九三八名が収容されております。この中公立のものは一六ヶ所で二、二七二名が収容されておりますが全員が措置児童であります。法人、個人立の方は一、四八〇名の中五〇八名が所謂私的契約児童となつております。

尚本年は児童福祉施設の中特に保育所の拡充に重点を置いて六ヶ所を新設し、一ヶ所に増築する予定であります。又本県は農業が多いため農繁期における季節保育所の増設を図り、二十七年以来一五〇ヶ所以上が設置され、逐年増加の傾向にあります。

母子福祉対策について申上しますと、本県の母子世帯は約一万世帯と推定されておりますが、昨年施行されました母子福祉資金の貸付等に関する法律による貸付金は昭和二十八年年度において、七九二世帯に對し二千万円の貸付を行い、二十九年度においても二千万円の予算を計上して実施中でありま

す。尚本県では貸付法制定以前から、母子世帯に對する貸付制度を実施しておつたのであります。即ち職後におけるこれら母子世帯に對する施策の重要性に鑑み、県独自の事業として、昭和二十五年より年間三百萬円の予算をもつて生業資金の貸付を始め奨学金の貸付や母子相談員制度を設けて実施して参りましたが、昨年貸付法の施行により、本法の事業に全部切替えて今日に至つてゐるのであります。

未帰還者留守家族の状況は、未帰還者数は集帳に服役中の戦犯受刑者を含め一、二六三人で、留守家族は一、二七世帯となつておりますが、生存資料のあるものは数十名に過ぎず大半が消息不明のものばかりであります。

昨年の中共、ソ連地区よりの引揚者は四六一名で本県に定着したものは二八七名で大部分が縁故先に落付いており、住宅には不足はない様であります。これら引揚者の就職率は七七%となつておりますが、更生資金は申込者全部に對して貸付けをすることが出来た様であります。

結核予防対策については本年度に對策費として六千万円を計上してありますが、二十八年度の予防事業の主なるものを見ますと、定期健康診断において四一万人がツベルクリン反応検査、エックス線間接撮影及び精密検査を受けており、その結果九三〇人の患者を発見してあります。医師の届出による所謂登録患者は一万八千人となつており、保健所における訪問指導は保健婦の外町村の保健婦を嘱託し在宅患者に對し、家庭訪問を行い適正な療養を指導し療養指導書等を配布してあります。

その他一般公衆に對しては、結核に對する正しい知識の啓蒙を図るため、映画会の開催、パンフレットの配布等を行つたやうであります。尚つけ加へておきたいことは、保健所のレントゲン技師はその取扱件数が多いので技師が放射能障害にかかり現に一名は再起不能ではないかと心配されておりました。技師の絶対数がないので補充がつかず国で養成機関を設けて技師の養成に万全を期する様要望がありました。本年度より県費をもつて、技師に對して特別手

当を支給することになつたさうであります。

本県の水道普及状況は本年三月現在において給水人口は約一三万人で目下施行中の宇都宮市、日光市等の新設、拡張工事が完成すれば二十四万人に對して給水可能となる様であります。山形県と同様に国庫補助、起債等について熱心な要望がありました。以上が両県の概要であります。以上が両県の概要であります。

以上が簡明であります。報告を終ります。

三重県、静岡県下の厚生施策実施状況視察報告書 上條 愛一

第三班の方は私から御報告申上げます。第三班は私と、大谷理事及び事務局より斎藤参事を帯同いたしまして九月十五日から四日間、三重県及び静岡県下の厚生行政執行の状況を視察いたしました。各地共詳細な資料を準備いたしてありまして、関係者から熱心な説明及び要望等があり、これを聴取した後、各地の施設を視察いたしました。その際関係当局から種々便宜供与を得まして、短期間に比較的確に調査することができ、大休にいて派遣せられた目的を達成することができたと思ひます。各地において当面問題となつてゐる事項及び要望事項の重要なものについて、その概要を申し上げまして報告に代えたいと思ひます。

本県では貸付法制定以前から、母子世帯に對する貸付制度を実施しておつたのであります。即ち職後におけるこれら母子世帯に對する施策の重要性に鑑み、県独自の事業として、昭和二十五年より年間三百萬円の予算をもつて生業資金の貸付を始め奨学金の貸付や母子相談員制度を設けて実施して参りましたが、昨年貸付法の施行により、本法の事業に全部切替えて今日に至つてゐるのであります。

未帰還者留守家族の状況は、未帰還者数は集帳に服役中の戦犯受刑者を含め一、二六三人で、留守家族は一、二七世帯となつておりますが、生存資料のあるものは数十名に過ぎず大半が消息不明のものばかりであります。

昨年の中共、ソ連地区よりの引揚者は四六一名で本県に定着したものは二八七名で大部分が縁故先に落付いており、住宅には不足はない様であります。これら引揚者の就職率は七七%となつておりますが、更生資金は申込者全部に對して貸付けをすることが出来た様であります。

結核予防対策については本年度に對策費として六千万円を計上してありますが、二十八年度の予防事業の主なるものを見ますと、定期健康診断において四一万人がツベルクリン反応検査、エックス線間接撮影及び精密検査を受けており、その結果九三〇人の患者を発見してあります。医師の届出による所謂登録患者は一万八千人となつており、保健所における訪問指導は保健婦の外町村の保健婦を嘱託し在宅患者に對し、家庭訪問を行い適正な療養を指導し療養指導書等を配布してあります。

一、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法の実施状況について
生活保護法による被保護者の昭和二十八年末における月平均保護人員は、三重県一五、三四〇世帯保護率人口千人当二八・五、保護量六〇・七〇九、四八七円、静岡県は保護世帯一四、一二四、人員四一、〇四四、保護率一五・五保護費年間六五九、九二六、三六八円となつております。児童福祉関係は三重県においては児童相談所の取扱係数六七七件、里親登録数一二七、里親に対する委託児童数七八人、児童福祉施設一一、収容人員四〇二人でありまして静岡県においては児童相談所数三、取扱件数七一四、里親登録一六三、里親委託児童数八七、児童福祉施設一四四、収容人員一一、九七八人であります。以上について見るとき医療扶助費の増加が著しく将来においても漸増の傾向にあり、静岡県においては母子援護事業として育英資金の助成母子家庭の事業資金貸付を国民金融庫より行い昭和二十九年度においては生業資金六一万円、修学資金一八〇万円を貸付している。身体障害者福祉法の三重県における対象人員は約一一、〇〇〇人であつて手帳交付者六、四三九人、静岡県においては対象人員一八、九七一人、手帳交付者一一、一六九人となつております。尚静岡県においては就職補導のため一人当一万円宛六十万円の予算を計上している。右について施設の拡充、生活保護適用範囲等についても再検討を要するものと考えられます。

二、社会福祉事業法の実施状況

社会福祉事業法実施に伴い地方事務所、福祉事務所を設置し、職員は、児童福祉司、身体障害者福祉司、母子相談員等を配置して万全を期しつつあるが三重県下における福祉事務所職員は一八四名、静岡県下においては四〇四名が従事しつつあり社会事業施設の現況は三重県においては保護施設四四、内養老施設一三であり、授産については保護施設二〇、社会事業施設一、宿泊提供施設八、医療保護施設一、救護施設一、更生施設一であつて静岡県においては保護施設二三四、内保育所一四四、養老施設一二、母子寮一一、公益質屋一七、その他となつております。

三、遺家族等援護の状況

静岡県においては戦争犠牲者対策協議会を設置し戦死者遺族、戦傷病者、未亡人及び留守家族等の援護及び処遇に関する事項を取扱い遺族の生活相談、援護法、恩給法等に関する事項について相談相手となつてゐるが、静岡県下の戦死者見込は七万二千人と推定され現在遺族年金、同弔慰金を申請した数は六四、〇五〇件、内未確定のもの一、三八六件となつてゐるのであります。未帰還者概数は一、五一八人となつておりこれに対しては全国関係団体と呼応し物心両面に亘る援護施策に遺憾なきを期している、尚引揚者に対しては生活の安定に重点を置き、住宅については施設一〇、戸数五一八戸を充當している。

四、結核、らい、性病等の対策状況

(一)結核予防対策について
三重県下においては結核の死亡

率は年々減少しているが総人口に対する有病率は四％、患者数六三、〇〇〇人であつて全国平均に比して幾分下位にあるも健康診断予防接種の強化を図り患者の早期発見と感染防止に努めており、特に家庭常住者の検診を実施して患原家族指導の徹底を期しつつあり、結核病床数は公私立病院を合せ三、二五八床であつて全国各都道府県の病床保有数に比して少ない状態であるが、現在の結核病床利用状況及び結核実態調査の結果から見て、更に増床の必要あり、昭和二十九年年度においても前年度同様一〇〇床の増床の計画にあり、静岡県においても結核死亡率は漸減の状況であるが、昭和二十八年度における患者数は一一、八八人であつて、実態調査の結果患者層は壮老年層に多く、無自覚者が多い状況にかんがみ乳幼児への伝染を警戒することに重点を置き対策を講じつつあり、特に結核患者家族の予防については考慮を払い、昭和二十九年年度新規事業として患者隔離の目的を以て外気小屋(一坪住宅)の設置を補助奨励することになり予算、一〇〇〇、〇〇〇円を以て一戸の標準建築価格二五、〇〇〇円の五分の四、五〇戸分を目下建築立案中であることは他県にその例を見ない処である。尚結核病床の整備拡充については国の施策に先んじて計画を樹立したがその後国の計画が発表されたためこれと一体となし五ヶ年計画を以て整備拡充中であり、昭和二十九年年度においては三〇〇床

を有する県立結核療養所の新設を準備中であることは誠に喜ばしいところである。

(二)らい予防事業について

三重県におけるらい患者中入所者は二九八八人在宅患者九九人であつて内家族の生活援護を行つてゐるもの一八、療養所入所患者の希望のもの二三人となつてゐるが、県においては療養所への入所勧奨に重点を置き在宅患者に対して積極的な勧奨を行つて居り在宅患者の検診については年二回これを行つて居る状態である。静岡県におけるらい患者は逐年減少しつつあるがなお百数十名の潜在患者があるものと推定され、最近数年間毎年二十名前後の発病者がある現状でこれが対策は今後一層強化する必要あり、適切な検診を行うと共に登録未収容患者に対しては年一回の健康診断を行い、病状の悪化したものは直ちに収容しているが検診の結果らいと決定した者については療養所への入所を勧奨すると共に消毒薬を配付して家族に消毒せしめつつあり、らい患者家族の生活援護には万全を期してゐるが現在要援護家族は一二世帯であります。

(三)性病予防対策について

三重県下における性病の届出は最近減少の傾向にあるが、実際は患者数減少せず抗生物質等の素人療法による潜在患者相当数あるものと懸念せられ医師会、薬剤師会の協力を得て適正な受診及び治療を受けるよう指導しつつあり昭和二十九年五月末における届出患者

数は九一七人あります。尚対策として集団血液検査及び健康診断と妊婦に対する受診奨励の強化を図り一面青年層に対する予防思想の普及徹底を図りつつあり、静岡県における性病患者も治療薬品入手が容易となつた為素人療法を行つもの多く、ために性病予防施策に一大障害を来しているのをこれを除去する為衛生思想の普及徹底と素人療法の危険を認識せしむることに努め、罹患者の届出を徹底せしめ完全治療による病源の根絶を期しつつあり、昭和二十九年二月における性病患者数は二、〇八五人であつて昭和二十三年の一、二二三人に比しては格段の差異あるも地理的に集団結婚並びに散居の多い実情にかんがみ集居に対しては業者間において自発的に組合を組織し自衛検診を週一、二回実施しているが、その成績良好と認め難く而も完全治療の実施に遺憾な点があり県においては年数回強制検診を行つており散居については人権問題との関係もあり実施不可能の状況であるのは洵に遺憾であります。一般に対しては性病予防の思想普及と血液検査を行い対策を講じつつあり。

五、病院、療養所、診療所、保健所等の状況

(一)病院は三重県において八五、病床数六、九三五床であるが結核及び精神病床は不足を来しつつあり特に精神病床数は必要見込一、〇〇〇床に對し現在四〇三床であつてこれが増床と一般病床の結核病床への変更等緊急を要するものと認

められます。静岡県における病院は公私立を併せ七六病床数一般三、三〇五床、結核四三二床、精神五九五床、伝染四一六床計九、一七二床であるが、国の整備方針による数より二、〇七三床の不足を来している。県自体としても施設の拡充強化に努め医療の適正と円滑な運営を計らんとしつつあり。

(四)診療所は三重県において一般八〇三、病床数一、一八一床、歯科診療所四三二、助産所一、二二六となつており静岡県の状況は一般一、三七四、病床数二、九四六床、歯科診療所七二八であります。

(三)三重県における保健所一予定定員数四四〇人現員四二四人でありA級四、B級一、C級六であつて何れも業績を挙げつつあり、静岡県における保健所は二二であるが、人口に比して保健所の整備は一応出来上つたので、今後は内容人員等の充実と重点を置く予定であるが、予算との関係上相当隘路があるものと予想される。現在の保健所はA級六、B級一、C級一五となつてゐるのであります。

六、環境衛生施設状況

(一)簡易水道は昭和二十七年年度迄に布設せられたもの九〇ヶ所、昭和二十七年年度より二十八年年度迄に実施中のもの新設及び災害復旧を合せ三九ヶ所あり、地理的に見てこれが普及の必要があるが、経費の関係上地方財政のみを以てしては実現困難のため国庫補助を要望しつつ

あります。静岡県における上下水道は三五七であつて相当の普及を示しているが、給水率は二六％に過ぎず、而も簡易水道は何れも不完全であつて国庫補助を受けて施設の完備を計画している。また、下水道は静岡市及び熱海市において工事中であります。

(二)塵芥焼却場について

三重県下における塵芥焼却場は四日市外四市にあるものの外災害復旧の国庫補助を受け復旧したもの二、起債によつて新設したもの一、であるが今後新設に際しては何れも国庫補助を要望しているのであります。

(三)尿処理状況について

三重県下の都市における尿処理は大部分農村に還元されているが松阪市、上野市等は肥料還元が漸次困難となり貯溜槽の設置を考慮しつつあり、また特異な地形にある尾鷲市、木本町等は従来より肥料としての利用率少く非衛生的な状態であつて、海洋投棄の方法を考究中であり、静岡県下における尿処理場は焼津市、静岡市、熱海市等であり、

七、製薬業並びに薬局等の現況

三重県下における製薬師の数は七四八、医薬品製造業者三七、医薬品輸入販売業者一、用具化粧品製造業一四、薬局三三七、医薬品販売業一、四七八、毒物、劇物製造業六、同販売業九六九となつており、約一、五〇〇名の麻薬取扱者及び約一二三名に及ぶ麻薬中毒者に対し、取締を強化し、密輸源の根絶を期しつつあり、また覚せい剤取締について

は青少年層の啓蒙に万全を期しつつあるが昭和二十八年中における検査人員は三一九名、押収数量一cc入五四五七七本、粉末一〇六瓦であつた、次に製薬業については薬用植物栽培奨励と指導を行い、特に駆虫植物試験栽培昭和二十八年年度事業としてサントニン原料としての「クラムヨモギ」試験栽培を実施しつつあります。静岡県においては医薬品産業は立地条件に恵まれて著しく発展し、ベニシリン、ストレプトマイシン、カフエイン、インシュリン等全国でも優秀な製品が製造せられ、用具、化粧品工場を含め専業工場は一〇五社を数え製造業者は五八三人、昭和二十八年中の製造額は二六億となり今後益々増加しつつあり、今県においては富士山麓、伊豆連山等の天然薬草栽培を計画しつつあります。薬剤師の数は一、二四三、薬局五二〇、医薬品販売業者二、四四八、配置販売業一、三五二であつて都市は已に過剰の状態であつて新規開業者は郡部に移りつつある現状であります。また毒物劇物製造業一六、輸入業一、販売業一三二である。また覚せい剤取締については中毒者約三万人と推定され、取締の強化と啓蒙教育の徹底並びに強制収容による治療措置を必要とするが施設の急速な設置に迫られている状態にあります。

八、国立公園管理の状況

伊勢志摩国立公園は三重県当局の報告によれば昭和二十一年指定以来幹線は改良を加えられ利用者は年々増加しつつあるが全面的な舗装改良を必用とし、更に宿泊施設も漸次整

備され将来観光客増のため、簡易宿泊施設と相俟つて廻遊コースの新設を要望しつつあります。富士箱根国立公園に対しては整備事業として昭和二十八年年度において国庫補助事業として白糸地造成及び静岡県単独事業として猪之頭地造成を施行し、昭和二十九年年度においては国庫補助事業として猪之頭地造成（ヒクニックグラウンド外）を行い、静岡県の単独事業として観光施設建物内部改修、橋梁架替、富士山山室改修及び電話架設工事等を計画している。また、管理人は専従者を置かず地元の通住者を毎年一人嘱託して管理せしめている状況であります。

九、社会保険の状況

(一)健康保険、日雇労働者健康保険、厚生年金保険、船員保険について 三重県下における健康保険適用事業所数は三、一六一被保険者七三、八一五人であつて業態別による事業所数は工業が五六％であつて国又は法人の事務所二三％となつてその大部分を占めている。昭和二十八年年度末における収支状況は一応均衡を保持しつつあります。日雇労働者健康保険は昭和二十九年七月末現在被保険者手帳交付数一〇、七四二、被扶養者数一〇、九九三、計二一、七三五となつてゐるが本法施行後日浅く特に問題となつてゐるものは認められないのであります。厚生年金保険の適用状況は昭和二十九年七月末現在において事業所数三、二〇二、被保険者数一一七、三三九人であつて業態別による比率は工業五四％、国又は法人事務所二〇％、そ

の他となつており、昭和二十八年年度における収納額二四一、八七五、〇〇〇円に対し支出額六一、〇九二、〇〇〇円となつてゐます。船員保険の適用船船所有数は二四一、被保険者数六、一二一人であつて被保険者の大部分は漁船部門であつて、昭和二十八年年度末における収支状況は収納額三四、六七四、〇〇〇円、支出額四四、四一一、〇〇〇円であつて差額九、七三七、〇〇〇円となり、不足の原因は保険料の算定基礎となる標準報酬月額が漁船部門において極めて低額のためであつて、標準報酬の引上げと保険料の納入促進に強力な活動を行つてゐます。静岡県下の状況は健康保険適用の事業所数は政府管掌のもの七、五九七、被保険者一六五、六一三人組合管掌のもの事業所四七、被保険者六二、三三一人であつて保険料の徴収状況は毎年九〇％以上に達しているが昭和二十九年年度は一般経済の不況から徴収に非常な困難を加えて来ている状態であるが現在迄のところ収支は均衡を得ている状態であり、日雇労働者健康保険は昭和二十九年八月末現在被保険者手帳交付数二〇、二一九であるが三重県と同様に問題となつてゐる点は認められないのであります。厚生年金保険の適用状況は昭和二十八年年度において事業所数七、八二七、被保険者数二二六、二八六であつて保険料徴収状況は九六、五％と良好な成績を示している。また特色として財団法

人厚生団厚生年金湯ヶ原整形外科病院があり、被保険者の入院及び義肢、義足等の補足器具を給付しつゝあります。船員保険の適用船舶所有者数は二八三、被保険者数一〇、一五五であつて、その大部分は漁船乗組員であつて、保険料徴収状況は昭和二十九年年度において九二%を示しているが大部分の者が薄給者であるため、財政は極度に困窮しており、今後の徴収状況に相当影響あるものと憂慮している状態であります。

十、要望事項

今回の視察地における要望事項は別紙の通りであります。何れも已むを得ないもののみであつて政府において善処を要望するものであり、特に国立沼津病院の整備については急速な実現を要するものと認められますので、政府の緊急対処を必要と申料いたします。

要望事項 三重県

一、簡易水道施設に対する国庫補助について

三重県下においては簡易水道施設計画五十六ヶ所築造費一億六千万円を要するが市町村における地方財政の現状より政府の援助なくしては実施困難であり、農漁村の実状から至急布設の必要あり、国庫補助を要望する。

二、結核医療費国庫補助金の増額について

三重県下の一般患者に対する医療費公費負担予定数は一八、九九九件、内承認予定数一八、〇四九件(五一、三八九、八八六円)であるが、現在国庫補助は十分の五となつてお

り、これを十分の八と変更せられ、予定増加によつて適正医療が実施せられるよう要望する。

三、精神衛生費国庫補助増額について

三重県下の精神障害者推定数は二五、二〇〇人、入院を要するもの三、七八〇名、その内措置入院を必要とする者三七八人(予算額六一、二二六、〇〇〇円)であるが、現在措置人員六〇人であるから国庫補助を十分の八とし、これにより九〇人の増加を見込むことが出来るので国庫補助の増額を要望する。

四、覚せい剤害毒防止対策について
覚せい剤製造原料の規制及び取締法違反者を厳罰に付するよう取締法の改正をなし、一面中毒患者の収容施設及びアフターケア施設を府県に設置し得るよう国庫補助の予算化を要望する。

五、伊勢志摩国立公園の施設拡充について

伊勢志摩国立公園の施設増強計画について特に集団施設の増強、廻遊コース施設の整備等について至急予算化の上実現を要望する。

要望事項 静岡県

一、生活保護費の国庫負担率の確保と増額について

昭和二十八年年度国庫予算の編成に当り生活保護の国庫負担率が、従来の八割より五割に減額の措置がとられるやに仄聞し、重大な社会不安を惹起したのであるが、幸に議会方面の正しい御理解によつて従来通りの措置がとられたのである。本年度に於いて再び本措置のとられることのないよう御配慮を願いたい。尚昨年

度に於ては国庫負担額予算不足によつて、本県に於いても八九、七八八、四八八円国庫負担額(七一、八三〇、七九〇円)を昭和二十九年年度に繰越さざるを得ない事情もあるもので本予算の確保について格別の御配慮を煩したい。

二、社会福祉施設の国庫負担について

社会福祉施設、設置の要望は年と共に高まつているが従来国に於けるこれ等施設の補助は建築費のみにて土地購入費は対象外とされてはいるが最近に於ける土地購入費の増大は貧弱なる地方自治体、財政に於ては容易ならざるものであつて施設設置計画に少なからざる支障を来たしている。土地購入費についても国庫負担の方途を講ぜられたい。

三、結核並に精神病対策の強力推進を図られたい

現在結核による医療扶助患者は医療扶助者総体の五〇%を超え、これに要する経費は医療扶助費中六%に上つており、又その対象者は中流階層にまで及んでいる。

これらは一般の生活困窮者という観点から異つた類型に属するものであり、この傾向は逐次増加しており、為に保護費は今後益々増大することが予測されるので結核対策を強力に推進して生活保護法にしろよせの現状を打破する様配慮願いたい。

四、結核回復者後保護施設の充実について特に考慮願いたい

結核回復者の後保護施設については既に厚生省に於て配意せられてはいるが、予算不足の為各府県の要望に応じられない事情にあるの

で、これが予算の増額と運営費の予算措置を確立されたい。

五、身体障害者に対する生業助成の途を講ぜられたい

身体障害者に対する雇傭の促進については公共職業安定所等これに関連するあらゆる機関の協力と資源の活用を図り行つていのであるが、これが問題を直接解決と促進を最も図らねばならない迄の身体障害者福祉法においては、何等法的に措置するものがなく、身体障害者の生業指導に極めて大きな支障を来しているので早急にこれが制度の実現化を図られたい。

六、住宅政策として現在建設省で建設している第一種公営住宅に準ずる住宅建設について特別の助成の方途を考えられたい

現在住宅不足の量は静岡県において現在までに庶民住宅(公営住宅)引揚者住宅、開拓者住宅、独力による建設住宅を含めても二万戸程度に過ぎず県下の住宅不足数は未だ六万九千戸内外を数えている。この住宅不足の中には要保護、被保護世帯も含まれている。又社会福祉事業施設(収容施設、母子寮、厚生施設等)に入所し更生の域に達しているものだけでも二一九世帯中約九〇世帯がありこれらのものは住宅が有れば完全な社会人として独立生計出来るものである。然るに公営住宅の第二種住宅でさえも月額一千元以上の家賃を支払わなければならない状況でこれらのものの入居はたとえ公営住宅の空屋があつても不可能といわざるを得ない。而もその公営住宅ですら前述した如き建設状態である。こう

した事情からして国庫補助八割以上の助成による厚生住宅(仮称)の設置を配意願いたい。

七、朝鮮人対策の確立を図られたい

朝鮮人の生活困窮者については、人道的見地及び治安上の要請により保護を実施しているのであるが、このためについてやす職員の努力は本来の保護事務を著しく阻害している現状である。これらに対しては別途の対策をたてられる様に配意願いたい。

八、児童福祉施設の中特に保育所の措置に対する国庫負担金の増額について

保育所入所児童の中市町村長が保育所への入所を措置した児童の保護のために要する経費の十分の八を国において負担しているが昭和二十九年年度国庫予算が二十八年度に比し約二億円程度減額されたために、所要見込額に不足を来し、これがため、市町村財政に思はざる収入見込に不足を生じ、保育所の運営上に支障が生ずると考えられるので国庫負担額を前年の算出の通り増額せられるよう要望する。

九、覚醒剤防止問題について

近時ヒロポン等の覚醒剤が及ぼす被害は益々大きく就中青少年の不良化、犯罪化の因をなしていることにかんがみ、その根本的対策は国の施策として解決する必要あり、国において覚醒剤の製造販売の絶滅を図るとともに他方中毒患者の治療施設の設置等各般の施策を早急に進められたい。

十、児童委員の活動促進について
児童福祉の増進を期するため今後

一層児童委員活動を強力に促進する必要がある。しかるに、これが活動に要する経費について財政的裏付けがないので現在非常に困難な実情にあるので、これが活動に要する経費を国において大巾に財政措置を講ぜられたい。

十一、盲ろう哑児の福祉対策について

現在静岡県には約二千名にのぼる盲ろう哑児がある。これら盲ろう哑児の就学の便宜を図るため県下三ヶ所にある盲ろう哑学校にそれら盲ろう哑児を併置してあり、あらゆる機会を通じて児童の就学の啓蒙宣伝を行っている。然しながら寄宿に要する経費が多額に上るため完全就学には程遠く、県においても若干の就学奨励費の交付あるいは生活保護の適用のできる児童には、積極的に保護の適用を図る等して就学の奨励に努めているが、これだけでは到底その福祉を図ることができない。盲ろう哑児の完全就学を図るには、貧困家庭の児童に対する寄宿費は公費で、その全部又は一部を負担する盲ろう哑児の社会保障制度の確立が必要であり、このためには現在の寄宿舎を児童福祉施設として指定する等、国に於て根本的施策の確立を図られたい。

十二、医療給付費二割国庫負担の法制化について

国民健康保険制度は、社会保障の中核であり、疾病による貧窮を防止する最重要の施設である。デフレ政策下において国民生活安定のため、これが健全な育成は絶対に必要である。現在この国民健康保険も医療給

付費二割の国庫補助により、ようやく保険財政の確立が出来、完全なる歩みが続けようとしている現況であるので、この二割補助を法制化することによつて本制度の前途は安定し、より一層進展するものと信じ、要望する次第である。

十三、旧軍人恩給事務委託費の増額について

恩給法、特に公務扶助料の請求事務は、本年度中に大部分終了すべく努力しているのであるが、現在約四五%の進捗率にして、このままにおいては、到底実現不可能である。従つて、特に人夫賃金の増額をせられ、少くとも現人員をもつて本年度中に施行出来得るよう委託費の増額をせられたい。

十四、医療機関の整備について

国庫補助金について、医療法、保険、結核隔離病舎等その下付率区々になつてゐるから医療整備の立前から一率な補助率により下付せられるよう要望する。また、融資について厚生年金の還元額が少いのでこの点も考慮せられたい。

十五、結核予防対策の強化について

結核医療費の公費負担制度の補助率(現在1/2)を増加して欲しい。結核病床の整備拡充のため現在の国庫補助による増床数を一層引上げると共に、病床解決法として在宅患者に外気小屋を設置しその補助を適用するようせられたい。結核予防事業の地盤である保健所職員(医師、X線技術者等)を結核予防法による国庫補助職員として人員の拡充を図ることができるよう考慮せられたい。公立病院を有する市町村に於けるX線

間接装置並にX線自動車購入の場合同、国庫補助の適用の対照とせられたい。

十六、清掃施設の補助並びに起債について

本年七月から清掃法が施行されて、国、県、市町村の責務が明確に示され、清掃事業が適確に行われる体制となつたのであるが、この実現に際してなしているのは、し尿の処分である。農家への還元が日を追つて殆んど不可能になりつつあるので、消化そう整備事業に対する国庫補助及び起債の枠の増大について特に御配慮願いたい。

十七、水道法の早期実現について

現在認可水道及び簡易水道には補助の制度があるにも拘らず、その中間の水道がいくれにも該当せず、小都市の飲料水改善が阻まれてゐる状態にある。この矛盾の解決やその他水道全般の建設、維持及びその指導監督を一層合理的に行うため速やかに水道法を実現せられるよう要望する。

要望事項 国立沼津病院

一、病棟及び病院設備の拡充について
国立沼津病院は昭和二十年旧沼津海軍工作学校兵舎を利用して開設され数次に亘り改造、補修されて来たのであるが、戦争中の応急建築物のため、樋、側溝等の施設なく、基礎工事も不十分な木造建築物のため腐朽甚だしく、暴風雨、地震等の場合は果卵の危き状態にあり、患者は常に戦々慄々としており、保安上の不安極めて多く、病院管理上よりするも憂慮すべき事態になり、然るに本病院の常時利用者は、その位置便利な場

所と謂い難い処にあるも入院患者常時三百名、通院患者、三百名程度の利用者あり、静岡県下における随一の公的医療機関として利用されつゝ、あり、これ等腐朽建築物の改築は緊急を要するも、国家財政の見地より全般的に一時に実現すること困難の場合に腐朽度合甚だしく、危険に類し、而も病院の構内を横断して敷設される計画の中の道路、改修に直接関係ある第二、第三病棟(常時二〇〇名収容中)を構内他の場所に移築し(経費約二千百万円)患者の不安を除くことが緊要であつて、昭和三十年度において実現するよう特別の考慮を要望する。

昭和二十九年十二月七日印刷

昭和二十九年十二月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局